

諮問実施機関：甲良町長（水道課）

諮問日：平成25年1月17日（平成24年度諮問第3号）

答申日：平成25年5月13日（平成25年度答申第1号）

内容：「〇〇〇〇に対する不正取水で免れた水道料金について、町条例に基づく過料を町が請求した事がわかる一切の資料及び法的強制のある上記の請求手続を行った事がわかる一切の資料」の公文書非公開決定に対する異議申立て

答申

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）の結論

甲良町長（以下「実施機関」という）は本件不服申立ての対象となった公文書について、実施機関が平成24年11月16日付で行った甲良町情報公開条例第6条第2項第2号の規定を理由とする非公開決定（以下、「本件処分」という）を取り消し、別表に掲げる公文書について、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 不服申立てに至る経緯

(1) 行政文書の公開請求

不服申立人は、平成24年(2012年)11月5日付で、甲良町情報公開条例（平成15年条例第5号、以下「条例」という）第10条の規定により、実施機関に対し、本件対象文書「〇〇〇〇に対する不正取水で免れた水道料金について、町条例に基づく過料を町が請求した事がわかる一切の資料及び法的強制のある上記の請求手続を行った事がわかる一切の資料」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、上記の公開請求に対し、平成24年11月16日付で、本件対象公文書が条例第6条第2項第2号に規定する個人情報に該当することを理由に非公開決定を行い、不服申立人に通知した。

(3) 不服申立て

不服申立人は、本件処分を不服として、平成25年1月15日付で行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び条例第15条第1項に基づき、実施機関に対して不服申立てを行った。

3 不服申立ての趣旨及び理由

(1) 不服申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人が不服申立書及び平成25年4月15日に審査会において実施された不服申立人並びに補佐人の意見陳述において主張している不服申立ての理由は、以下のとおりである。

①本件対象文書である〇〇〇〇の不正取水に関わる「不正に免れた水道料金相当額」と「町条例に基づく過料」及び町がそれぞれの額を請求した事実を示す公文書は、本件処分が述べる「個人情報」に該当するが、以下の理由で「守るべき個人情報」には該当しない。

(ア)平成23年11月14日の〇〇〇〇〇〇宅の調査から同年12月8日の盗水バイパス管掘削調査を経て、平成24年1月17日の町長による同〇〇の町水道水窃盗容疑での告訴、同年7月13日甲良町議会臨時会での「不正に免れた水道料金相当額」及び「町条例に基づく過料」の請求準備の整ったことの町当局の表明並びにその過料額の平成24年度一般会計補正予算案への計上等の経過は、新聞・テレビ等で報道され、町民及び県下で周知の事実になった。

(イ)24年1月17日告訴後の町側の記者会見では、町長自身が金額及び算定期間などを公表している。すなわち、不正取水が発覚した以降の水道料金と不正取水がおこなわれていたと見られる期間の水道料金の差額も述べられている。

(ウ)平成24年7月13日、甲良町議会臨時会に提出された資料で「免れた水道料金相当額は3,089,250円、過料は15,446,250円」であることが明確に示され、議員の質問に対し、水道課長は（補正予算案が）議会で否決されても「請求の権利は消滅しない」旨の答弁をしている。

②本件の公開は、以下の理由により、積極的な意義を持っている。

(ア)平成24年7月13日の町議会臨時会で町が請求を準備した過料の入金の受け皿となる平成24年度一般会計補正予算案が賛成少数で否決されたが、この「否決」が新聞等で報道され、「〇〇〇〇の水道代を町は徴収できなくなった」「過料請求を町は取りやめてしまった」などの間違った情報が氾濫し、公正な水道事業のみならず、税等の負担の公平という原則が著しく踏みにじられている。このような状況を正しい方向で打開するためには、〇〇〇〇〇〇に対し、免れた水道料金も過料も断固として請求を行っている町の姿勢を明確に町民に示す必要があり、町にはその義務がある。

(イ)議員の位置と任務に照らして、議員が公共料金を正当に負担しているか否かは大変重要であり、犯罪行為により公共料金の負担を回避している者に対して、「個人情報」を理由に保護する根拠は全くない。もちろん、一般的に「議員」であるという理由だけで、もともと「個人情報」に関わるすべての事項が公開されることを容認するものではない。

③値段の高い水道料金を真面目に払っている町民大多数にとって、盗水は許しがたい行為である。それを行った議員は「公人」であるから、それに関する情報は公開されるべきである。

④議会への報告やマスコミの記者会見では、免れた水道料金相当額や過料の請求について詳しく述べているにもかかわらず、情報公開による町民個人の請求に対して拒否するのは不当である。ダブルスタンスはおかしい。町民個人も議会も同じにすべきである。

⑤業者の話によれば、他にも二十数件の盗水バイパス工事をしたとのことである。〇〇〇〇〇〇だけ責めるのは不公平という声もあるが、不正取水を糺す契機とするべきであり、町政の公平性・透明性の確保のためにも、本件情報を公開し、町民憲章に沿った「開かれた町政」を実現すべきである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね以下の通りである。

本件対象文書が、条例第6条第2項第2号の規定する「個人に関する情報」に該当すると判断したため、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条に明記されているように、町民の知る権利を保障し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、町の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町政への理解と信頼を深め、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を一層促進し、町民と町との協働による町政の進展に寄与することを目的としている。条例は原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利害が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど町民全体の利益を害することがないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示の事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳格に解釈して、以下のように判断する。

(2) 条例第6条第2項第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るものについて、条例第6条第2項第2号は、一定の場合を除き非公開とすることができるとしている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非公開とすることのできる情報として、個人の識別が可能な情報を定めたものである。

(3) 条例第6条第2項第2号（個人情報）の該当性について

一般に特定個人に対する町の料金請求文書や過料請求文書等は、個人に関する情報であって、特定個人を識別できるものであり、条例第6条第2項第2号によれば、非公開となる。本件請求公文書もこれに該当することは間違いない。

(4) しかし、本号ただし書きアに規定するように、「法令等の定めるところによりまたは慣行として公にされ、または公にされることが予定されている情報」は開示されることになっている。

そこで、当審査会が対象公文書を見分したところ、別表の公文書に記載されている氏名、住所、不正使用水道水相当額の請求金額、過料、計算方式等の内容は、平成24年1月17日の町による告訴、同年7月2日の書類送検、同年7月13日の補正予算案の否決等についての新聞等によって広く報道されていること、また、平成24年9月議会、同年12月議会、平成25年3月議会における町当局の答弁において、上記各事実や町当局が平成24年度一般会計補正予算案の否決後も請求行為を行っている事実が明らかにされ、その町議会議事録は既に町のインターネットホームページにより広く公開されているか、近く公開される予定である。

以上からすると、別表の情報は、条例第6条第2項第2号ただし書きアが規定する「慣行として公にされ、または公にされることが予定されている情報」に該当するので、開示すべきである。ただし、当審査会は、別表記載のように、別表⑤⑥の情報の

一部については「公にされている情報」に該当しないので、非開示妥当と判断する。

(5) 条例第 8 条（公益上の理由による裁量的公開）の意義について

条例第 8 条は、「公開請求に係る情報に非公開情報（第 6 条第 2 項第 1 号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益または行政の公平性もしくは透明性を図るために特に必要があると認めるときは」公開の対象となる旨規定している。これは、非公開情報であっても、公開することの利益と非公開にすることによる利益を比較衡量し、公開することの利益が優越すると認められる場合や、行政の公平性もしくは透明性を図るために特に必要と認めた場合は公開の対象にする旨定めたものである。この規定は、第 6 条第 2 項第 1 号の規定する「法令等により、明らかに公開することができないとされている情報」を除いて適用され、個人情報もその対象となる。

(6) 条例第 8 条（公益上の理由による裁量的公開）の該当性について

実施機関の説明によれば、本件処分不正取水問題は、もともと、以下のような経緯で始まった。平成 23 年 9 月の町議会において上水道の有収率の低下が議論された際に、盗水問題も議論され、その中で町議会議員が率先して透明性を図るべきであり、そのために水道調査をしてもらうべきであるという議員の提案があった。この提案に基づいて、任意で調査同意書を提出した議員宅を調査した結果、〇〇〇〇〇〇宅の不正取水が判明した。

言うまでもなく、町議会議員は、町民の利益と町の公益の実現のために、また行政の公平性、透明性の実現のために率先垂範すべき「公人」の役割と立場にある。その点で、一般町民と異なる責務を負っている。そのような立場にある議員が給水条例に違反し、不正取水による損害賠償と過料を請求されている本事案においては、その事実を公表することは、どのような人物に対しても町が公平に行政を行っていることを広く町民に示すうえで重要である。また、議会の質疑において、他に二十数件の不正取水があることが述べられていること、さらに不服申立人及び補佐人は、平成 24 年 7 月の臨時議会において補正予算が否決され、町民の間に「町が過料請求を放棄した」との情報が氾濫し、町政の公平性に疑念が広がっていると述べており、これらの点も考慮する必要がある。

以上の理由から、条例第 1 条の「町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため」「町政への理解と信頼を深め、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を一層推進する」という条例の目的に照らし、本件対象文書は個人情報ではあるが、条例第 8 条に定める「公益または行政の公平性もしくは透明性を図るために特に必要があると認めるとき」に該当し、開示すべきであると当審査会は判断する。

(7) 結論

以上のように、本件対象文書は、条例第 6 条第 2 項第 2 号ただし書きア「公にされている情報」に該当し、かつ、条例第 8 条に規定する「公益または行政の公平性もしくは透明性を図るために特に必要があると認めるとき」に該当する。したがって、主文「1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査会の経過

当審査会の審議経過は、別紙 1「審査会の審議経過」のとおりである。

別表

- ①平成 24 年 7 月 20 日付甲水第 33 号〇〇〇〇宛「告知書」
- ②平成 24 年 7 月 20 日付甲水第 34 号〇〇〇〇宛「請求書」
- ③平成 24 年 10 月 19 日付甲水第 54 号〇〇〇〇宛「過料処分通知書」
- ④平成 25 年 1 月 18 日付甲水第 86 号〇〇〇〇宛「督促状」
- ⑤平成 24 年 10 月 19 日付甲水第 61 号〇〇〇〇宛「督促状」について、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除くすべて
- ⑥平成 24 年 11 月 20 日付甲水第 72 号〇〇〇〇宛「督促状(再)」について、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除くすべて

別紙 1 審査会の審議経過

年月日	内容
平成 25 年 1 月 17 日	諮問を受ける (平成 24 年度諮問第 3 号)
平成 25 年 4 月 15 日	不服申立人及び補佐人の意見陳述 実施機関意見陳述 審議
平成 25 年 5 月 13 日	答申(平成 25 年度第 1 号)

甲良町情報公開・個人情報審査会委員

職名	氏名
会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	上田 徳正
委員	北川 孫太郎
委員	二階堂 正雄